

第二十六回 参議院地方行政委員会會議録第十二号

昭和三十三年三月二十二日(金曜日)午前十時五十四分開会

○地方行政の改革に関する調査の件
(警察行政に関する件)

委員の異動
三月二十日委員館哲二君辞任につき、その補欠として草葉隆圓君を議長において指名した。

本日委員草葉隆圓君及び成瀬暢治君辞任につき、その補欠として館哲二君及び矢嶋三義君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 本多 市郎君
理事 大沢 雄一君
加瀬 完君

委員

伊能繁次郎君
小柳 牧衛君
久保 等君
鈴木 壽君
矢嶋 三義君
岸 良一君
白木義一郎君

国務大臣

大久保留次郎君

政府委員

警察庁警備部長 山口 喜雄君

事務局側

常任委員 福永興一郎君

説明員

法務省刑事局公安課長 勝田 成治君

○参考人の出席要求に付した案件
本日の会議に付した案件

第二部 地方行政委員会會議録第十二号 昭和三十三年三月二十二日【参議院】

行政に関する件を議題に供します。本件について質疑のあり方は、順次御発言願います。

○矢嶋三義君 質疑を始める前に、ただいま出席している政府委員をお教え願いたいと思います。

○委員長(本多市郎君) 大久保国務大臣と山口警察庁警備部長、さらに説明員として、勝田法務省刑事局公安課長、以上であります。

○矢嶋三義君 私は、この際、いわゆる省生事件について、若干関係者にお尋ねしたいと思ひます。

私があえてお伺ひするゆゑは、私は、事件の発生地に住居を持つもので、人情、風俗等をよく知っており、また、立法府に議席を置く一人として、その推移をこまかに重大関心を持つて見守つて参つたものでございます。今日の段階になりました、ぜひとも国会を通じてこれを鮮明し、さらに、国会を通じて、国民に安心させなければならぬ点が多々あると思ひますので、それらの点にしばつてお伺ひいたすつもりでございます。この事件は、ただいま裁判中でございますから、それらの点については、公正なる裁判を期待するわけでございまして、私は、先刻申し上げた角度から伺つて参りたいと思ひます。

まず、事件当初、大分県警察に勤務されておりました、現在新潟県の警察本部に勤務されておられます小林君と山口警備部長は、最近お会いになつたことがございますか。

また、この件について、いつごろどういふお話をされましたか、お伺ひいたします。

○政府委員(山口喜雄君) 昨年の暮でございましたが、衆議院の法務委員会、この件について御質問がございまして、詳細に事情を承知してございまして、詳細に事情を承知してございまして、事情を話すように連絡したのであります。当時、ちょうど年末闘争であるいは年末の警戒等もございまして、年内に出てくるわけには参らなうというわけ、そこで、ここの上旬、ちよつと日にちは今記憶しておりませんが、本人が東京に出て参りました、私に、いろいろ当時の事情を話してくれました。

○矢嶋三義君 この事件の概要については、同僚委員諸君も十分御承知と思ひますので、そういう説明めいたことは、私はここで発言しないで、具体的に伺つて参りますので、具体的にお答えを願ひたいと思ひます。その際に、小林君はどういうことを話されておられましたか。概要をお聞かせ願ひたい。

○政府委員(山口喜雄君) その際に、私の方から、当時の事情について、いろいろ聞きました結論を端的に申し上げますと、当時省生村の情勢が非常に悪かつたので、自分が戸高という巡査部長に、党に接近をして、情報を収集するように命じた。こういう話でございます。

○矢嶋三義君 そなたとすれば、あなた並びに石井警察庁長官が、市木なる人物と戸高なる人物が同一人物だといふことを承知したのは、一月初旬だといふことでございませうか。

○政府委員(山口喜雄君) さうでございます。

○矢嶋三義君 それまでは全く知らなかつたのですか、どうですか。

○政府委員(山口喜雄君) いろいろと国会等においても議論されますし、われわれとしても、明確な点につきましては存じておりませんでしたので、本人を呼びまして、はつきりと事情を聞いたのであります。

○矢嶋三義君 その後、現在の事件を公判中の福岡高裁においても証人を喚問し、さらに、現在竹田市に出張されて、現地公判までされておられることは、御承知の通りです。最後の現地公判は、二月二十五日大分県竹田市で行われております。その福岡並びに竹田における裁判、証人喚問の焦点は、市木と戸高なる人物は同一人物であるか、しからざるかという、この一点に焦点を合せて行われたわけです。しかるにあなた方は、そういうことを知つておられながら、どういふわけでおられたのか、それらについて発表しなかつたのかですね。大分県民は、大分県警察当局に対して、真相発表をしろという、ほとんど全県民的な要望がきつて強く、何か警察は暗い影がさしたと県民は言っているわけなんです。知つておられながら何がゆゑに、なんですか、本日までこれを隠しておかれたか。その理由を承わりたい。

○政府委員(山口喜雄君) 御指摘のよ

うに、二月二十五日に現地で証人尋問が行われたのであります。私の方は、一月月上旬にそういう事情を知りまして、当時の警備部長の小林君を証人とし、二月二十五日の竹田における公判といひますか、証人尋問の際に尋問していただきたいということを検察庁を通じて、検察庁から裁判所に申し出をしたのであります。これは、たしか一月中であつたと記憶いたしております。あるいはこの点は、記憶違いかと思ひますが、いずれにしても、事情が明らかになりました後でございす。ところが、どういふ理由か、私は存じませんが、被告人の弁護団側が小林君の証人尋問について不賛成の意を表されたのであります。そういうわけです、二月二十五日の証人尋問の際にすべての事情を、小林君が証人として呼ばれた際には、明らかにされるものと、われわれは期待をいたしておつたのであります。ついに小林君は証人として呼び出しを受けなかつたのであります。その後、なぜ適當な機会を見つけて、われわれの方から発表しないかという御意見かと存じますが、この点は、現在公判中の事件に関する問題でありまして、従ひまして、われわれとしましては、公判においてすべてを明らかにするのが一番よいと、かように考えたのであります。また、検察当局の方の御意見も、さううであつたと思ひます。

○矢嶋三義君 その小林君を二月二十五日の現地公判に証人として喚問してほしいという検察庁に対する申し入れというのは、書面でなされましたか。

○政府委員(山口喜雄君) これは、私の方から、書面でしたかどうかは、実

際には現地の警察がやることでありますから、確かめておりませんが、少くも係検事が書面をもつて裁判所に申請をし、裁判所がそれに基いて弁護団側に協議されたことは間違いないと聞いております。

○矢嶋三義君 ただいまのあなたの発言の中には、納得できないものがあるのです。ということは、第一審をやる際に、被告並びに弁護団は、市木なる人物が登場していると、この人物のなぞを解くことが本問題のキー・ポイントだと、そういうことを力説いたしております。さらに、若干の時間的経過を得た後に、市木なる人物と、当時大分県警察に籍を置いておつた戸高なる人物は同一人物である。従つて、これを究明してほしいということをや強く要望いたしております。ところが、第一審の段階において、裁判所当局並びに検察当局は、それらを追究されなかつた。この点は、国民はどうしても納得できないわけですね。追及してくれなかつたわけですね。そうして、その後藤——私は後藤被告に会つたことではないのですが——後藤被告に対して十五年の求刑、判決をしてゐる。第一審の終結がなされた。そうして、第二審に移つておるわけですね。そういう経過があるわけですね。それはまあ御承知のはずですね。そうして今度、その後、市木と戸高なる人物が同一人物かというところは明確になつて参つたにかかわらず、今度は、ただいま公判進行中であるから、一切公判の適正な措置に待つと言つて、黙してゐるというの

○政府委員(山口喜雄君) 第一審におきまして、私が承知いたしておりますのは、当時市木という男がわれわれのグループにいた。ところが、それがどうも姿が見えない。どうもおかしいじゃないかというふうなことは、確かに被告団から話が出たように私は聞いております。ただ、そのときすでに、市木というのには戸高であるというふうなことは、被告団からは出ていなかつた。市木がどうも戸高らしいというところを被告団側がいろいろ調査をして、調べるようになったのはきわめて最近のことであるように私は承知いたしております。第一審當時においては、そういう話は出ておらなかつたというふうに承知いたしております。

○矢嶋三義君 一番の終結前にさういふ声は出ております。だから、私さつき時間的経過を得てと言つたんです。が、その出る前に、市木というのはこの事件のキー・ポイントであるといふことは繰り返して繰り返して力説し、弁護団も、市木という人物が出てこない以上は、判決を下してもらつては困ると、こういう主張までしてゐるのではありません。ところが、その解明をすることなく、第一審を下されたわけですね。この点については、勝田公安課長の方から御答弁いただきたいと思ひます。

○説明員(勝田成治君) 私も第一審のこまかい経過はまだはつきり知つていないのであります。當時は少くとも違憲の審判につきましては、おそらく市木というものの所在もわかりませんし、また伝えられております被告人たちの審判には差しつかえないという範圍で裁判が行なわれたのではないか、かように考えております。

○矢嶋三義君 その点はあなたの方の答弁は非常に不明確ですが、次に一応質問を進めて参つて、またあとに返ります。

次に伺ひますが、大分県の大分警察の西垣本部長と最近お会いになられましたか。

○政府委員(山口喜雄君) 三月に入つてだと思ひますが、上京してきたとき会いました。

○矢嶋三義君 西垣本部長はさういふ要件をもつて上京されたのですか。

○政府委員(山口喜雄君) ほかに予算の問題その他あつたと思ひますが、この問題についてもおそらく私に会つて話をしたいといふことで上京してきてた。それも一つの理由であらうと思ひます。

○矢嶋三義君 その西垣本部長との本事件に関するお話し合いの要点は、どういふことでございしたか。

○政府委員(山口喜雄君) 西垣君として当時の事情を詳しく調べたい点もあつたと思ひます。また、私の方からいろいろと当時の事情をお聞きもしまして、そして戸高君が、前に戻りますが、三月の初めころ自分は公判廷に出てすべての真相を明らかにしたいと言つておりましたので、さういふ問題についても、私から西垣君に話をしておりました。

○矢嶋三義君 あなた方は相当前からこれを知つておられたと思はれてならないのです。今度の戸高君の出現というのには、あなた方が真相を発表しようとして追及していつたのが偶然に一致したのですか、どうですかその点は共

○政府委員(山口喜雄君) この点は共

同の記者をお呼びになつてお聞きを願いたい。われわれは実は非常に当日心配をいたしました。新聞記者でない者から持つていかれるというか、連れて行かれたのではないかと。それで、ある場所を家宅捜索する決意であつた。その寸前に新聞記者であることがわかつたのであります。この点には、もし私の答へすることに信頼がおけないとおしやるならば、共同通信社のその関係の記者をお呼び願えればわかると思ひます。

○矢嶋三義君 共同通信の記者の方が非常に関心を持たれ、努力され、追及されていかれたことは承知しております。それで、この点は偶然に一致したのだと思ひますが、総合判断してみますと、大分の西垣本部長は近く真相を公表したい、公表しなければ大分県民が納得しない。また警察に対する信頼感を喪失する。さういふ決意を西垣本部長みずから決意をして、あなたの方にその連絡に参つたか、あるいはあなたの方からその真相をこちらから積極的に発表した。ついでにはその打ち合せその他のために西垣本部長を東京に招致したか、いずれですか、どうですか。

○政府委員(山口喜雄君) あとの方でございす。西垣君が上京しましたのは三月十日過ぎだつたと思ひます。

○矢嶋三義君 さうですか。

○政府委員(山口喜雄君) ええ。

○矢嶋三義君 あなたの方で真相を発表しようと思はれたのはどういふことが動機になつて発表を四年数カ月後に決意されたのですか。

○政府委員(山口喜雄君) 私の方とおつしやいましたが、これは実は本人が

そういう決意をしたのであります。二月二十五日に先付とお話の証人訪問が行われました。二月二十六日であったと思いますが、ある放送で、現地の関係者の録音をとりまして、これを相当長時間にわたって放送したたのであります。その放送を戸高君が聞きまして、非常に真相といえますが、事実をゆがめて、一方的な宣伝になつておるというので、これでは自分としていけない。自分が公判廷に出て真相を明らかにすべきであるという考えになりました。私の方のある者に、本人がそういうことを、自分は出たいと思うというのを、申して参つたのであります。それが三月の下旬の早い方であつたと記憶いたしております。そのラジオの放送がありました何日かあとだったと思ひます。

○矢嶋三義君 戸高君があなたの方のある者に話されたというのですが、その人は市木と戸高の関係を十分知つておられたと考えられるのですが、その点はどうですか。

○政府委員(山口喜雄君) 名前は……これは警備部のある者でございます。

○矢嶋三義君 名前は言われませんか。

○政府委員(山口喜雄君) 御遠慮申し上げたいと思ひます。

○矢嶋三義君 遠慮して名前を言われない理由は、どういふことですか。それと、またこのある方は市木なる人物と戸高なる人物が同一人物であつたというのを知つておつたはずですか。それをどうあなたは判断されましたか。またそれをどう確かめましたか。

○政府委員(山口喜雄君) 私は本人がそういうことを知つておつたとは思ひません。

それから御遠慮申し上げたいと言ひましたのは、この問題につきまして、まあ警備部長といつたしまして私がお答え申し上げておりますので、部内のいろいろな事情は、十分私が聞きまして上でお答えいたしておるわけでありまして、従ひまして名前を申し上げることは差し控えたいと、かように考えます。

○矢嶋三義君 お二人に御答弁をいたしたいと思ひますが、それは戸高君の出現する場合と出現せざる場合とにおいて、裁判の経過並びに結果に相違を生ずるとお考えになれますか。あるいは変化はないと、かようにお考えになりますか。お答え願ひたいと思ひます。

○説明員(勝田成治君) 裁判がどう変わるかということにつきましては、予測めいたことになるのでありまして……

○矢嶋三義君 あなたの良識をもつてお答え願ひたい。

○説明員(勝田成治君) ちょっとその点は判断いたしかねると思ひます。

○矢嶋三義君 一良識人としてお伺ひしているわけですから、お考えを持たれていられると思ひます。これはおかしくないので、重要なことです。

○政府委員(山口喜雄君) 裁判の結果については私もどうも予測するわけには参りませんが、ただ、私は本人が出て参りまして真相を明らかにすることによつて、現在問題になつております被告人等の犯罪事実そのものには、

何ら変更はないものと私は信じております。

○矢嶋三義君 そういふことはまあ裁判でやるわけですから、私それを掘り下げて質疑応答しようというわけではないんですが、良識をもつて判断した場合、この戸高なる人物が出てくる場合と出てこない場合において、私は裁判の進行過程においても十分相違を生ずるし、またその決着においても相当の変化があるであらう、これはまあ公正なる裁判をやつてみないとわかりませんけれども、事の経過を知つてい

る良識ある人だつたら、だれでもそれを私は考えられることだと思ひます。これを反駁は私はできぬと思ひます。そこで私が伺ひたいのは、戸高君本人の態度です。本日に至るまで自分で隠れたのかあるいはかくまわれたのか、ともかくも姿を現わさないで、そしてそのまゝ裁判が進んでいつて、五人の被告が十五年以下の刑を受けたそのときには、お静かに身を隠しておられて、しかも御承知のように転々と住居を変えられ、愛する妻とも別居されるような、そういう手段さえ講じられております。そして本日、段階になつて、二月二十五日現地で公判があつた。あの人のお母さんは病氣を

いつて証人に出席できなかったことは御承知の通りです。奥様のお母様は出られまして、話が非常にちぐはぐになつて、公判廷では爆笑が起つたことさえあつたわけなんです。それから、これでは十六日放送されましたね、これではどうも自分は歩が悪いというので、あなた方に相談をされて、姿を出して公判に出ようという、こういう御態度ですね。かつては社会の秩序、さらに国民

の生命、財産を守る警察官の職にあつた方が、こういう御態度でいいのかどうかですね。この態度をどうお考えになりますか。警備部長お答え願ひます。

○政府委員(山口喜雄君) これはいろいろの見方によりまして御意見も違つてくると思ひます。一番初めに申しましたように、本人は当時の菅生村を中心とする中核自衛隊の情報を取るために、もちろん党に接近すること

を命ぜられたのであります。犯罪行為そのものには関係がいたしておらない。従ひまして事件がありました。い、じやなせ身を隠したか、これは当時の状況といつたしまして、御承知のようにいろいろの問題が起つております。本人、おそろく身辺の安全といふこともやはり考えたものと思ひます。あります。先ほど申しましたように、本人が証人として出る出ないにかかわらず、現在の被告人たちの犯罪行為そのものには、何らの関係はないものと……これは御承知のように、爆破事件が起りました直後、その現場で直ちに

取り押えたのであります。と申しますのは、事前にそういう計画があるといふことを戸高君からの連絡によつて、当時の警備部長が知つておりました。そして、そういうこともあるかもしれ

ないといふので、必要に所し警察官を配置しておつた、そして事件が起りました。現場で現行犯逮捕を直ちにやつたのであります。私も事件そのものの事実はそのうめんどろな問題ではないと、かように考えております。従ひまして本人がどうしても出て行かないければ、現在問題になつております公判審理に非常な影響があるといふよ

うにも考えられなかつたものと思つております。

○矢嶋三義君 事件の内容に關しましては、後刻私は若干お伺ひするつもりでございますが、現在、戸高君の態度についてお伺ひしたわけですが、その程度にして。

それでは今新潟県警察におられる小林君の態度です。これは命令を出した人です。それからそういう菅生村に潜入して松井製材所に住み込んだわけですが、戸高君の独創でそういう考えは出てくるはずはないのです。当時二十八才ですね、それから私もあの土地は生れた所なんです。あの付近の人情風俗をよく知つてゐるのです。非常にあの地域は保守的な純朴な所です。戸高君は緒方町におられた人です。私は会つたことはありません。被告にもあつたことはありません。しかし想像されることは、戸高君にしてそういう独創でそういう行動をとられたはずはないと考えられます。そうなる

と、当時の小林君が戸高君に働きかけをしたわけですから。そしてその一切を承知されておるわけですから。そしてその後二十七年の六月三十日に戸高君は病氣といふことでやめて、そして九月に上京されて、東京の警察庁の本部の方へお世話して就職されておるわけですから。こういう時、大体相当取調べがあると思ひます。これは小林君の推薦で入つたのです。その後警視庁にちよつと派遣といふことで出られた経緯をたつておるのですが、一切これは小林君が世話をされておる、従つて、私は小林君が国警本部のどなたかにそういう事情を話したに違ひないと思ひます。これは常識です。話したに違ひ

ないですよ。だからあなた自身は知っておられないとしても、その部下には知っておられた人がおられるはずで、一切そういうことを話さないで、病気で――警察官というのは健康が第一です。六月三十日病気でやめられた人を、九月大分県から連れてきて、そして本部に入れられるとすれば、一応事情は話しているに違いないです。だから知っておられた方がいるわけですね。そして小林君は新潟県に赴任されておられるわけですね、本日までこれを知らぬ顔しておったという態度は、どうも国民としてはまことに割り切れない感じがしてならないのですが、警察官というのはそういうことではないので、しょうか、どういふわけでしょうかね。

○政府委員(山口喜雄君) 二十七年の秋に、お話のように小林君の紹介で警察庁の警備部に本人は勤務しており、それは資料を私の方ではたくさん持っております。資料を配付しておるのです。それには相当数――音でいえば臨時雇い、今でいえば非常勤職員というのを相当雇っております。それに戸高君は入っております。もちろん警察官としてではなくてあります。そして二十八年の九月ごろ東京都本部に、今度は警察官として入っております。であります。それからそういう問題を、話を、小林君が今日まで公けにしないかという点については、これはいろいろ御不審をお持ちになることはごもつともなことだと思いますが、事情がやはり何と申しますか、当時の切迫した情勢のもとに、竟にいわば潜入していった事例なんです。これは情報活動としては、そういうのも、いかに

なる場合にも用いべき方法ではもちろんないと思います。あの当時の情勢下において、私はやむを得なかつたものと思うのでありますが、しかしこういふことは、やはりきわめて少数の者が知っておりまして、それをそういういろいろな方面に話すという事は、われわれの警備活動におきましては、まあ一つの心がまえとして慎んでいくべきものと考えておるのであります。まあ小林君がどういふつもりでありましたか存じませんが、もちろん私も聞きませんでしたときには、全部事情は明瞭に話してくれたのであります。そういう警備関係の仕事には、そうほかの人、たとえ部内の人でありまして話さない方がよい、また話すべからざる事例というものはあることは一つ御了承をお願いしたいと思います。

○矢嶋三義君 あなたのたゞいまの所論は、戸高君の警察官としての行動を是認する立場から話を進められておられるわけですね。あなたの立場としては私はそれを認めよう、ところが、事態がこままで参りますと、私はあなた方としては次のような態度をとらるべきだと思ふのです。それが国民に対して疑念を解き、警察に対する国民の信頼をつなぎとめる私は必須条件だと考へる。それは事の真相を明確にして、戸高君は当時の情勢がかくかくであつたから、警察で一部の者でこうしてかくまつておつたのだといふことを私は言われたがよいと思ふのです。これは総合判断したとき、そうなんですからね。それを、一切知らなかつた、警察はかくまつたんじゃないとかいふよりなことを言うのは、こんな経過を調べると、納得できないですよ。たと

えば警察の寮に入られておつて、戸高君が警察寮から出られて、その後行方不明になつたわけですね。それは、福岡の裁判で結婚当時の写真が出されて、それから新聞なんか報じられてから、そのころから警察寮から出られて、それから先はわからなくなつておつたのですが、すべて時間からみすれば、そして皆さん御承知です。私申し上げませんが、警察で一部の人は十分承知して連絡を持つておつておつたこと、それはもうかくまつておくより表に出してはつきりした方がよいという立場から、あなた方も決意し、新潟におられる当時の小林君並びに現在の大分県警察の西垣本部長とも連絡をして、そして本日の態度に出るべきだといふことを私は簡明率直に出されることが、警察に対する疑念を解くことであり、また国民の信頼をつなぐに最も私は大事なことでだと思ふのですが、どうお考えになっておられますか。

○政府委員(山口喜雄君) かくまつておつたという意味をどういふようにお考えになつておられるか存じませんが、事実私も戸高君のいるところ等は存じませんでした。それから、警察大学の寮に住んでおつたといふこと、これは確かに衆議院の法務委員会でもいろいろ御質問もありましたが、事実警察大学の寮に住んでおつたことなどは全然ございません。これはお調べになつてもけつこうです。何か大学の寮におつた、おつたといふことで、それだからかくまつておつた、かくまつておつたといふように議論をされますが、警察大学、あるいはあの寮の中に住んで

おつた、あるいは大学の中に住んでおつたといふことはありませんで、その点は一つ御了承を願ひたい、かように考えます。

○矢嶋三義君 その次に、質疑していつと時間がかかりますが、あなたからせつかくさういふ発言ですから、ちよつとお伺ひしますが、現在住んでおられました寮ですね、あそここの管理人のひとが新聞記者に語つたのが新聞に出ておりました、あれによると、非常に上品な紳士の方が大学生を泊めてくれといつて頼みに来た。そして戸高君がアパートに入られたわけですね。昼はそこにおつて夜はほかの所へ泊つておつたらしいのですが、戸高君が出るときに僕に要件があればここに電話かけてくれといふので、管理人が電話すると、こちらは警察大学です、こゝういふ返事がある、で、大学生といつて預かつたのにおかしいと思つておつたといふ、新聞記者への談が出ています、こゝういふ点でやはり割り切れませんね。それだけこれは言つておきます。

それだけ申し上げておいて、私の焦点は、あなたは部長さんとして御存じになつておられなかつたと言われますが、そうかもしれません。しかし、少くとも警察の相当クラスの、階級の方が、市木君、戸高君に便宜を与えて、そして身を守るといふ事ですか、されおつたといふことは、これは間違いないと思ふのです、それも否定されませんか。

○政府委員(山口喜雄君) 初めの方の、これもどうも新聞記事で私も非常に迷惑を受けているのであります。その点は、この前衆議院の法務委員会

でも御質問を受けましたので、警視庁から係の警部が行きまして、本人に事情を聞いてみた。ところが、新聞記事に出ておられるような事実はどうもない。そして、その新聞について記事の訂正方を、どうも本人は、その何日前に社の方へ行つて申し込みをして、これは何事かを伺つて参りました。これはもし何か私の方でかくまつておつたといふようにお考えになる、それを前提として考へてみますならば、本人が自分の留守中にここに電話かけてくれといふことで、自分が行く先が警察大学である、行く先の警察大学の電話番号を教えていくといふことは、ちよつと常識としては考えられないことじやないかと、私も思ふ思います。事実、もし何ならそのアパートの御主人をお呼びになつてお調べになつてもけつこうだと思ひます。そういう記事が出ておつたことは、私も承知いたしました、それで、これはどういふことだろうかと考へて調べてもらったのであります。

○矢嶋三義君 今私は第一点の質問をして、長くなると恐縮ですが、答へをいたしたか、これは大きな影響があると思ふのです。当時の指揮者である大分県警察の桑原さんなん、これは知つておつたはずなんです。新潟にいらつしやる小林さんにも連絡があつておるはずなんです。また家族の方々も相当、うすうす知つておられたに違いないのです。だから私が言いたいことは、警察としてはこゝういふ見解でこゝういふふうな命じて、こゝうして、そしてあとこゝういふふうな警察としては態度をとつたのだといふことを

率直に表明されないと、警察に対する信頼感を失うと同時に、被告は明らかにのこと戸高君の家族にも気の毒です。戸高君のお母さんは一人で老令の方が総方町というところに住んでいらつしやる。この問題が起つてから半狂乱状態になっております。二十五日の現地公判もおいでにならなかつた。おいでになればやはり困るのですよ。戸高君の奥さんは大分に住んでいらつしやるが、この方はちよつとお若いから現地公判に出られました。そうしていろいろと質問されて、たとえば妻が帰つた、それで妻が大分に帰つて会つた。そのときに御主人はどこに住んで何をしてるか、お母さんはお聞きになりましたか、と聞かれて、いや、聞かなかつた、知らない、こつてみんながら笑われているのです。自分の娘が嫁に行つて、それで東京に行つておるので生活費が要るわけですから、自分の夫が生きてゐるか生きてゐないか、どこに住んでゐるか、職は何かというのを奥さんが知らないはずがないわけですね、また奥さんとして聞かぬはずがないわけですよ。ところがそういふ点答へられたのは全く普通の親としては想像できないような、聞かなかつた、知らないといふ答へをしてゐるわけですね。だから公判廷では爆笑が起つたわけですね、非常に戸高君の奥さんも、それから戸高君の奥さんも私苦しいと思つたのですよ。だから戸高君がどういふことをされたかといふことはあとで何つてみたいと思ひますが、それはそれとして、警察はこつこつ、こつこつこつしたのだといふことをこの際私は国民の前に率直に発表して、そして国民の批

判を仰ぐべきだと思つたのです。これを警察が命じたといふことまで言つてゐるのですが、あと戸高君をかばつて身の安全を守るといふのですか、あるいはかくまつたと申すのですか、相当階級の人が承知しておつてそういふふうによつて本日まで生きておつたのだ、これを認めなければ、なおそれを認められないのですか。それを認められなければ家族にも気の毒だし、それから国民も警察といふものに対して信頼することができませんよ、もう一回重ねてお伺ひいたします。

○政府委員(山口喜雄君) 二十五日に小林君が公判に証人として出廷することになっております。そのときに事態は相当はつきりするだろうと私も期待いたしておりました。それから警察としてかくまつただろうといふふうにおつしやいます。私どもの警備部の者でそういふふうにかくまつておつたという事実は全くございません。この点は私ははっきり申し上げておきます。ただそれは本人が、たとえば自分が世話になつておる者とか、そういう者はあつたかも知れません。これはしかし本人に聞いてみなければわからないと思ひます。そういう者はあつたかと思ひます。すけれども、警察として戸高君について、たとえば身辺の保護のためにいろいろな措置を講じ、その他いふゆるるかまうといふような措置をとつたことはございません。

○矢嶋三義君 それじゃこの点はこの程度にしましよ。しかしこれは疑惑はあるのですよ、戸高君が現われるちよつと前、その大分の西垣本部長があなたの招致によつて東京に上京された、その留守に大分県に議会が開かれ

たのですが、そのときに大分県議会で近く公表しますといふことを言つてゐるわけですね。だから当時の指揮者である桑原君とか、それから西垣、新潟の小林、こつこつという方々は少くとも十分に知つておられるわけですね、経緯を警察長官が関与されておらなくてもそういうクラスの人がみんな承知で連絡をとつて就職をあっせんし、宿舎をあっせんしておつたとなれば、これは警察の手でやはり身を守つてやる、かくまつておつたこれは認定するのは、私は常識だと思ひます。しかしこれは時間が経過すると他の質疑ができせんので、次へ移ります。

次におとり捜査の件ですが、おとり捜査は今後もやられますか。その点どうですか。

○政府委員(山口喜雄君) ちよつと前に戻りますが、西垣君が近く公表すると言つたのはおそろく二十五日に小林君が証人に出ることは前からきまつておつたのですから、そのときに小林君が自分の知つてゐることを明らかにするといふ意味で私言つたと思ひます。それは当時……

○矢嶋三義君 おとり捜査のことを言つて下さい、時間がありませんから。

○政府委員(山口喜雄君) おとり捜査といふやういふ言葉は確かにございませうが、私どもは別におとり捜査といふやうには私どものことを考へておりません。それじゃこのことをどういふふうにか考へてゐるか申しますと、当時の火畑ひん園争をばけくやつた日共が九州あるいは大分県、その中でも御承知のやうに菅生村を中心として解放地区を設けようといふので、いろいろな事件があつたときに現地で起つてお

す。そのときに三月十七日というふうな聞いておりますが、菅生村の中で中核自衛隊員の一人を不審尋問しましたところが、本人がダイナマイトを持つておつた。それでこれは何か計画があるに違ひないといふので、普通の場合にはこれは御承知と思ひますが、私の方は党の関係者に協力者を得ようといふ努力をいたします。これははつきり申し上げます。ところがこれも御承知のやうに地下の強固な軍事組織でありますので、十分にいかない。一方において中核自衛隊員がダイナマイトを持つてゐるといふ事実を知りまして、そして何とか情報を収集しなければならぬといふので、当時の警備隊員の戸高君に党に接近して情報を収集するやうに命じたのであります。従つて私もはおとり捜査といふ言葉、そういうものに該当するかどうかは別といたしまして、おとり捜査といふふうには私どもは考へておりませんが、そういうしからば情報収集の方法を今でもとるか、あるいはその他の犯罪についてとるか、あるいは御質問でございませうならば、私は一般の刑事犯罪についてかような捜査情報の収集をやることは適當でないと思つております。またかりに共産党関係の事件でございまして、共産党の関係であればいかなる場合にもこつこつと捜査をしてよろしいと思ひ考へておられます。しかし当時のあの情勢の下においては私はこれはもうやむを得なかつた措置である、こつこつと考へておられます。従つてこの点については国民の方々に御理解をいただけるものと、私はさういふ考へておりますし、またさういふ努力もいたしたい、かように考へております。

○矢嶋三義君 当時この菅生村に共産黨員何名おりましたか。それをお答え願ふと同時に大分県でも直入郡といふところは最も保守的なところなんです。これは私は社会党なんです、社会党と言つてもいやがるところなんでも郡民は相手にしませんよ。ああいう所を拠点にして交番を爆破するとか、演習をやるといふことは実際考へられぬのですよ。それはあの地にあつて情勢を見、その人情をみればわかるのですが、客弁はあとで求めますが、私はもう少し申し上げて質疑としますので、この命令されて戸高は入つたわけですが、これは気の毒だが戸高君はやはり教唆罪の疑いがあるのじやないかと思ひます。たとえばよく言われますが、また衆議院でも答へられたやうですが、麻薬を売買している人間をあげようといふ場合に、私が中毒患者になつてそれに近づいて行つて売つてくれんかと言つて、そして麻薬を持つておつた、それを私は買ひようになつて、はあこいつは麻薬売買を常習としてゐるといふことがわかつてあげようといふ、これは持つてゐるのだからいいと思つたのです。ところがこの場合入つて行つておそろく暗示を与えてゐるでしよ。そしてこつこつと計画だといふ話があつた場合に、それをやはり盛り上げるやうな空気を作つてゐるに違ひないのですよ。これはあの直入郡のあの地域のところで交番を爆破しようといふ話があれば、さういふやうな意思があり、何でなかつたらそんなことはやめておきな、こつこつ言葉でとめるはずですよ。戸高君はとめたといふことが全くない。とめなかつたの

たり、また警察としまして、やはり近所の駐在をあげてあの菅生村に臨時に勤務をやらしたこともあつたくらいに、いろいろな問題が起つた。警察が夜になりまして、これはおそろしくおそろしく配置したと思ひますので、村の人や何かに目立ってれば、これは警察としてきわめてまずいことだと思ひます。おそろしく気がつかないようにして當時配置につけた、かように私は思ひます。従つてその点については、お話しのように非常に目立って何か警察がやりそうだとする情勢のもとに行われたという事件ではない。私はそういうふうに思ひます。

○矢嶋三義君 ではまあ何です、戸高君は、今晩、駐在所の御夫妻ははられるな、気の毒だがやられるということは想像しておつたんでしょね。通報しないと思ひます。

○政府委員(山口喜雄君) もちろん動勢を見ておつて、そういう事件が起りそうになれば、これは未然に、行つて検査するつもりで私はいたと思ひます。ところがそれは夜中のことですから、人が来て瞬間的にぼつと事件を起されれば、これは事後に検査せざるを得ないことになる。その辺の兼ね合いが非常にむずかしいところ、事件を現場で押さえる場合には、事前に下手にやつて押さへれば、全くこれは否認されてしまふということにもなるので……

○矢嶋三義君 それ、納得できぬのですよ、納得できない。こういうことは、もう相当に、八、九時ごろから警官が出ておつたのですからね。そこで私は新聞で見たのですが、それによると、自由法曹団とか、被告の言ひの

は、戸高君はその夕刻外出しておつた、そして事件が起つた後に、戸高君に間違いない人物が警察のジープに乗つて行つたというふうなことを目撃したとか言つてゐるのです。ところが戸高君は、当日はアライバイが成り立つてゐる、自分は松井製材所に入つて休んでおつた、こういうのですが、松井製材所に入つておるのだつたら、あなな今おつしやうに、八時ごろ警察が来て、緊迫した状態にあつた。これは松井製材所の中に居ておつたので、いざ放り込まれたときに、駐在所の家族を救ふことはできないのではな

いでしょうか。もし救おうと思へば、戸高君が松井製材所に居ておつたというのはおかしい。だから戸高君は松井製材所に居ておつたのではなくて、外に出ておつたと思へられる、この点非常に不明確です。時間が参りましたから最後に聞きたいのですが、これは占領政策終結と私は関係があるのではないかと思はれます。私はこれは大臣に聞きたいところですが、あなたに一応伺ひますが、その点私は、それならそれで、占領政策の最後段階における遺物なら遺物だとはつきりすれば問題は解明されると思はる。こういうことは、ちやうどこれは破防法審議のまづ最中で、衆議院で破防法は五月十五日に上つてゐる、参議院では七月三日に上つてゐる。この事件の起つたところは、破壊活動防止法と公安調査庁設置法の参議院における審議の最もクライマックスした時代です。これらの法律案というのは、日本が占領政策当時立案したものなんです。御承知のように、平和条約と安保条約は四月二十八日に発効してゐるわけで

す。だからその発効以前に破防法と公安調査庁設置法というものが立法に移つてゐるわけなんです。これに対しては、当時の占領軍関係から何らかのサゼスチョンがあつたに違ひないわけなんです。そうすると、国会にあつたという騒ぎがあつて、こうしたときに菅生にこういう事件があつたといふ、私自身、ばかかなことをやつたものだ、あの山の中で交番一つこわして何になるのだ、共産党は不利に追い込まれるし、何の練習にもなりやしない。何で共産党があんなところでそんなばかかなことをやつたのだ、なるほど公安調査庁設置法だとか、破防法とかいうようなものは、やはり考えなければならぬなあと

いうことを、私はその当時考へを持つたのを思い出します。ですから私は當時は御承知のように、国家警察と自治体警察なんです。これは国家警察のルートでやつておるわけなんです。自治体警察は牛どろぼうで手先に使われただけなんです。そしてその後、第十五国会で、二十八年二月十五日、年が明けたときに、あの警察法改正が出てゐるわけなんです。だから占領政策と、独立と破防法と、それから公安調査庁設置法と、自治体警察と国家警察を通じて国家警察にするというものが、全部時間的に結びついてゐるのです。今日の段階になつて翻つてみますと、何かそこに関連がある。これは將來さらに時間が経過すると、私は識者、歴史家といふものが適正な判断を下すと思ひますが、私はそういう気がしてならないのです。確かに私は国会における破防法、公安調査庁設置法の何が影響してゐると思ひます。だから何か私はそういうものがあつたのじや

ないか、これは私だけじゃなくて、ちよつと経過を知つてゐる国民はそういう疑惑を持つてゐるのですよ。それを国民がやはり納得するところまで行かなければ、これは私は国民に対する影響は大きいし、それから警察に対する不信の念もわくと思ひます。さらに第一審において、市木なる人物の追及がなされずにあつた公判が行われたことを考へ合せるときに、司法の權威にも関してゐるわけで、私は被告がどういふことをしたかどういふことは私は申しません。しかし家族も気の毒です。大体、戸高君は命をもつて入つたのですが、戸高君の家族も気の毒ですよ。それはほんとうにお母さんあたりは気の毒だと思ひます。これは當時その命令をした小林君あたりも私は一半の責任を負わなくちゃならぬと思ひます。だから私が言ひたいことは、事の次第を明確にするということなんです。せざる限り国民は納得しないです。だからあえて私は何つておるのです。私の疑点を解明して下さい。

○政府委員(山口喜雄君) 私どもも同じように考へまして、小林君が証人として出、戸高君が証人として出て事の真相を明らかにしてくれることを私どもは期待してゐます。まあさつぱらに申し上げますと、今日までわれわれ全くこれは一方的な受身で、何も発言せずに何月かの間来ておりました。片方においては、いろいろな広報宣伝活動組織をあげてこれをやつておられる。国民の方々が、それはやはりそうかなと思はれるのも無理はないと思ひます。これは私どもも事の真相をやはり明らかにしなければならぬ、まあ私どもも早く事の真相が明らかに

なることを希望をいたしております。そのつもりでやつております。それから先ほどの占領政策との関係云々、これはさつぱらに申し上げますと、これは何も当時の占領軍あるいは駐留軍と関係ございません。この事件はもうはつきり当時の中核自衛隊が現場で起して、それを現場で逮捕したといふに過ぎないのであります。で、お言葉を返すよりで恐縮ですが、これは御承知のように、二十六年の暮に党がある軍事方針を作つて、二十七年の二月から各地でいろいろな事件を起させておるのであります。たとえばメーデーの皇居前広場の事件、これは二十七年五月一日、それから京都に京都統一メーデー事件といふのが起つておりました。二十七年の四月には都下の武蔵野警察署に対して火災びんが投げられた。二十七年の四月十八日には渋谷警察署を襲撃してゐる事件が起つておりました。二十七年三月二十四日には小河内村の先ほど申し上げました工作隊の事件が起つてゐる。それから二十七年三月一日に特審局中国支局にデモ隊がなぐり込みをかけた事件が起つておる、あるいは吹田の操車場事件といふものは六月二十五日、それから名古屋の大津事件といふのが、これはあそこで大きな騒擾事件が起つたのです。これは七月七日、さらに若干おくれれておりましたが、横川代議士が襲撃されましたのも、これは二十七年の八月のことです。当時、党がそういう軍事方針を打ち出して、全国的にそういう事件を起しておつたといふのは、これはまあ事実だと思ひます。ですから、これをもし破防法に結びつけてお考へになれば、こういう事件も全部

それは関係当局がデッチ上げたといふことの方に、どうも行ってしまふやうな気がする。であります。当時各所にそういう事件を起してある、その一つの現われ、しかも御不審に思われまして、それが、保守的な色彩の強い、山形地区に解放地区を作るといふのが、大きな一つのねらいであつたといふことを御了承願ひたい。それから、当時、警察当局といたしまして、公安調査庁ができることを非常に支持しておつたといふ事情でもなかつたやうと、私は推察いたします。

○矢嶋三義君 最後に、お約束ですが、これで終わります。たしかにメーデー事件等、当時いろいろな事件があつたといふことを私も記憶いたしておりました。それらはすべてそつと私は申し上げておいて、牛どろぼり検挙といつて、たぐさんの警官の来ているあいのなかで、こういう事件を指示があつたからといつて、その日まで指示があつたかどうか知らぬが、やるといふようなことは、常識人としてちよつと考へられないし、また、その警察官はそこに潜入されておつて、同僚が爆死するおそれがあるのに、自分の勤め先の製材所におつたといふのですから、未然防止にも努力しなかつた、その後には變する妻とも別れて転々として居るを移されて、表に出てこなかつた。また、その裏には警察の相当のクラスの人が関与されておつたとか、それからまた法廷では市木なる人物、戸高なる人物の究明といふことを非常に関係者から強く要望されたのに、それがあまり取り上げられようといふ、それから検

察当局にしても、捜査願を別に要求するといふやうなことはやつていませんし、ようやく民間側からつと盛り上つてきて、事態がはつきりしかけてきたところに、今日表面に出てきたといふこと、事情を知らない国民は、こつといふやうな類似のものはたくさんほかにあるのだらうと、こつといふやうに思つたかといふ、これだけでほかに何にもないのだ、こつといふやうに納得させる科学的、合理的な説法方はないと思ふのですよ、こつといふ点非常に私は重大だと思つておるわけですが、だから私は最初に質問で申し上げましたやうに、たしかに警察の手落ちもあり、非難を受ける点のあることを私は認めざるを得ない。それはそれとして、今言つた当時のメーデー、その他の事件もあつた、こつといふ情勢下に、かくかくのこ

とをやつたと率直に真相を発表すべきであります。もちろんそのやり方を肯定する人もあり、批判する人もあります。いろいろなありましよう。それは国民の批判に待つとして、大多数の国民が、なるほどこつといふ経緯かと言つて納得する程度の発表、説明は絶対にこれはやらなければならぬと思ひます。私自身それは新聞を読み、それからある情報があつたからとしても、それだけで信じてしまふやうな、しかし私自身どうしても、これは経過をすつとたどつて行くに納得できないのです。何か警察に非常に腹がかかつているやうな感じがしてならない、その鮮明をぜひ一つ早急にやつてもらひたいといふことを要望しておきます。

○委員長(本多市郎君) 本日はこれで散会いたします。

午後零時十四分散会

三月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のよう

に改正する。

第四条の三を第四条の四とし、

第四条の二を第四条の三とし、第

四の次に次の一条を加える。

(地方公共団体における年度間の財政運営の考慮)

第四条の二 地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は予算をもつて定めるもの以外

の債務の負担の原因となる契約の締結その他支出の増加若しくは

収入の減少の原因となる行為をしようとする場合において

は、当該年度のみなならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそ

こなうことがないやうにしなければならない。

2 前項の公営企業の外、地方公共団体の公営事業のうち、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるもので政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行なうなければならない。

第七條第二項中「前条」を「前

條第一項」に改める。

第十條第二十三号の次に次の一

号を加える。

二十三の二 内閣総理大臣が定める特定計画に基く地籍調査に要する経費

第十一條の二中「第十條の二第

四号」を「第十條第八号の二、第

十條の二第四号」に改める。

第十七條の二第三項中「不服があるときは、」の下に「自治庁長官を経由して、」を加える。

第二十條の二第二項中「又は支出時期その他支出」を「支出時期、支出金の交付に當つて附された条件その他支出金の交付に當つてされた指示その他の行為」に改め、

「地方公共団体は、」の下に「自治庁長官を経由して内閣に対し意見を申し出、又は」を加える。

第二條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のよう

に改正する。

附則第四項中「財政再建団体がその財政再建計画について第三條第一項の規定による自治庁長官の承認を受ける日前に」を「財政再建団体(財政再建債を起さない財政再建団体を除く。以下本項中同じ。)が」に、「当該承認を受け

た日以後においては、」を「当該財政再建団体の財政再建計画について第三條第一項の規定による自治庁長官の承認を受けた日以後(当該承認を受けた日以後においては、当該承認を受けた日以後においては、」に改め、

「当該承認を受けた日以後においては、」に改め、

「当該承認を受けた日以後においては、」に改め、

「当該承認を受けた日以後においては、」に改め、

「当該承認を受けた日以後においては、」に改め、

「当該承認を受けた日以後においては、」に改め、

「当該承認を受けた日以後においては、」に改め、

「当該承認を受けた日以後においては、」に改め、

「当該承認を受けた日以後においては、」に改め、

「当該承認を受けた日以後においては、」に改め、

「当該承認を受けた日以後においては、」に改め、

「当該承認を受けた日以後においては、」に改め、

「当該承認を受けた日以後においては、」に改め、

「当該承認を受けた日以後においては、」に改め、

「当該承認を受けた日以後においては、」に改め、